

発委第 2 号

持続可能な酪農・畜産経営の支援に関する意見書

上記の意見書を、別紙のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 7 項及び八雲町議会会議規則（平成 17 年八雲町議会規則第 1 号）第 13 条第 2 項の規定により提出します。

令和 5 年 3 月 16 日

提 出 者

総務経済常任委員会委員長 安 藤 辰 行

八雲町議会議長 千 葉 隆 様

## 持続可能な酪農・畜産経営の支援に関する意見書

本道の酪農・畜産業は、大規模な経営体と中小の家族経営体との絶妙な共存で成り立っている。

これまでも酪農・畜産しか選択しえない大地の下で、その地域の基幹産業として雇用や経済を支えている重要な役割を果たしてきた。

しかし現在、酪農・畜産業を取り巻く状況は、ウクライナ情勢や円安の影響などにより飼料価格の高騰をはじめ生産コストが増大する中、コロナ禍により緩和した生乳需給の改善が見通せないことに加え、個体販売価格の下落、それ以後の低位安定など過去に例を見ない極めて深刻な経営環境となっている。

このような中、道内の生産者団体では、需給ギャップの解消や生産コストを価格転嫁できる環境を整備するため、やむを得ず生乳生産の目標数量を下げ、生産抑制を決定したところだが、生産調整で個々の経営が改善されるとは思えない。もはや個人の努力で何とかなるレベルの危機では無いことは周知の事実である。

よって、国においては今後とも「畜産経営の安定に関する法律」の機能強化の下、持続可能な酪農・畜産経営を支援するため次の事項について強く要望する。

### 記

- 1 配合飼料をはじめ生産資材が軒並み高騰を続ける中、その価格や経営動向を見据えながら生産者負担が増加しないよう、十分な支援を講ずること。
- 2 生産コストの増加分を適切に価格転嫁できる仕組みを構築すること。
- 3 北海道で今年、生産抑制する年間搾乳量と、生乳換算でほぼ同じ量の乳製品を義務的に輸入しているカレント・アクセスを、生産調整している間は停止すること。
- 4 食糧安全保障の観点からも、将来にわたり担い手が希望を持って取り組めるように各種施策の一層の充実を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 5 年 3 月 16 日

北海道二海郡八雲町議会議長 千葉 隆

#### 【提出先】

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
農林水産大臣  
財務大臣